

日本学生支援機構 給付型奨学金 推薦基準について

本校における日本学生支援機構給付型奨学金の推薦にあたっては、以下の通りである。

- 1 応募資格を有するものは以下の（１）～（３）のいずれかに該当すること。
  - （１）家計支持者（保護者等）が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていない（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が０円である）
  - （２）生活保護を受給している（奨学金申込日現在において）
  - （３）児童養護施設等の施設に入所等している、もしくは里親の下で養育されている
  
- 2 応募者の中から、次の（１）～（５）の条件を総合的に判断し、職員会議の審議を経て校長が決済する。
  - （１）人物について  
学校生活全般を通じて、行動や態度が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び将来設計が明確であることに加え、将来的に良識ある社会人として社会に貢献できる人材となる見込みがある。
  - （２）健康について  
本校にて行う定期健康診断等において、修学に耐えられると認められる。
  - （３）学力及び資質について  
次のいずれかの要件を満たしていること。
    - ①学習態度が良好であり、高い学習成績を収めている（評定平均 4.0 以上）。
    - ②教科外活動に積極的に取り組み、他の模範となるような学校生活を送っている（部活動や生徒会活動、ボランティア活動に意欲的に取り組み、学業と両立できている）。
    - ③社会的養護を必要とする生徒であって、進学し修学する意欲を有し、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある。
  - （４）家計について  
上記 1 に該当し、世帯の状況や生活環境などを勘案して、進学が非常に困難な状況にあると認められること。
  - （５）その他
    - ①出欠状況も選考の参考とする。
    - ②転入学した生徒については、以前に在学していた学校における学習成績や教科外活動等についても選考の判断材料とする。
  
- 3 その他
  - （１）今年度の本校からの推薦人数は最大で 3 名である。3 名を超える応募があった場合は学力等を含めて総合的に判断し、選考する。
  - （２）本校卒業後 2 年以内、かつ大学等の上級学校に進学したことがないものは推薦対象となる。
  - （３）給付奨学生の採用候補者となった生徒が次年度進学しない場合は採用候補者の資格を失い次年度以降、改めて申し込む必要がある。